

## ● 給付の種類(1口あたり)

給付の種類	給付金額	給付限度など
傷病休業給付金	①入院は休業1日目から ②自宅での休業は4日目から 1日につき6,000円	通算して500日まで
入院給付金	入院1日につき2,000円を 傷病休業給付金に加算	入院給付金単独での給付はありません
長期療養給付金	休業1日につき 自宅3,000円 入院6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して 休業している場合に、1回限り230日を限度に給付
弔慰給付金	50万円	いずれかを受給したときは脱退 (その場合、脱退給付金も合わせて給付)
高度障害給付金	50万円	
脱退給付金	別途規定の 給付金額表による	加入日から3年以上経過後に、 脱退・減口となったときに給付

※ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したのから、保障開始となります。

## ● 掛金額(1カ月あたり)

加入年齢	1口	2口	3口
~29歳	2,500円	5,000円	7,500円
30~39歳	2,800円	5,600円	8,400円
40~49歳	3,000円	6,000円	9,000円
50~54歳	3,300円	6,600円	9,900円
55~59歳	3,700円	7,400円	11,100円

▶勤務医は通算3口までの加入となります。

## ● 加入申込資格

- 1 加入日現在、加入年齢\*が60歳未満であること
- 2 保険医協会・保険医会の会員であること  
(ただし京都府保険医協会は取り扱っていません)
- 3 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間  
以上業務に従事していること
- 5 告知日現在、健康であること  
(現症がある方、服薬中の方、治療中の方は、原則  
として加入できません)

※加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端  
数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。

※常勤と同様の就業状況の非常勤勤務医の方もお申し込み  
いただけるようになりました。



みなさんのご要望に応え  
制度改善しました!

» 入院は1日目から給付  
» 自宅療養の免責は  
3日に短縮

※2022年8月1日より適用

休  
業  
保  
障  
制  
度

保険医協会・保険医会の

### ご連絡先

お申し込みや資料請求は、ご所属の保険医協会・保険医会(代理店)にお問い合わせ  
ください。保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。

お申し込みの際は、必ず制度案内パンフレット等をご確認ください。

取扱代理店

運営元  
一般社団法人 全国保険医休業保障共済会

〒151-0053  
東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館5F

休保

検索



病気やケガで診療を休んだ際に定額の給付を受けられる共済制度です。

加入時35歳で3口加入した場合

月々の  
掛金は **8,400円**

しかも、掛金は加入時のまま、  
満期まで上がりません。

休業して30日分の給付を受けた場合

自宅療養 **54万円**  
入院療養 **72万円**

# いつ起こるかわからない病気やケガ 手頃な掛金でしっかり備えを

## ● 自宅療養への備えが必要です

こんな  
休業事例が  
あります

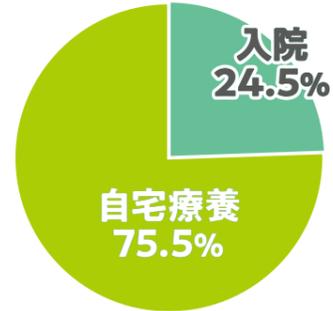
- 急性心筋梗塞で入院と自宅療養合わせて65日間の休業
- 切迫早産により自宅安静を指示され72日間自宅療養
- 車の運転中に後ろから追突され頸部・腰部に受傷。75日間自宅療養

### 自宅療養での給付が 7割を超えています

療養期間においては、入院期間が短縮され、通院を含む自宅療養の割合が増えています。  
退院してもまだ診療に復帰できない期間に対して、備えが必要です。

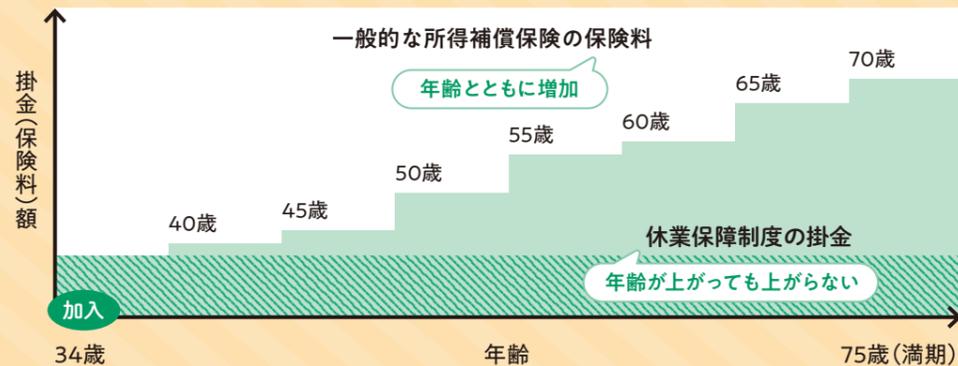
休業保障制度  
における  
給付日数割合

(2020年8月1日~  
2021年7月31日)



特定の疾病に限らず、傷病による休業は幅広く給付対象なのですわ。  
入院だけでなく自宅療養期間も給付されるのはうれしいですわ。

## ● 掛金は加入時のまま上がりません



一般的な所得補償保険等は、加齢によって保険料が上がっていきます。

休業保障制度の掛金額は加入時の年齢によって決まり、75歳の満期まで上がりません。(掛金額表は裏表紙)

※増口部分の掛金額は、増口時の加入年齢が適用されます。



若いときに加入した方が、月々の掛金負担は少なく済みますわ。

## ● 勤務医にうれしい制度の魅力

- 非営利の共済だから実現できる手頃な掛金
- 有給休暇や病気休暇扱いでも給付
- 他制度(勤務先での傷病手当金など)の受給に関わらず給付
- 転勤で都道府県を移っても加入継続可能※1
- 開業した際は増口できます※2
- 脱退時に給付金あり(3年以上加入の場合)
- 傷病休業給付金は本人が受給する場合は非課税

※1 京都府保険医協会(医科)は取り扱っていません。  
※2 増口の際は、再度申込が必要です。



保険医協会・保険医会の全国制度だから、転勤や開業で環境が変わっても脱退する必要はないんですわ。

## ● 加入者から安心の声



掛金の手頃な  
若いうちに加入を  
(40代・医師)

掛金が加入時のまま継続されるため、若いうちに加入しておけば負担は重くありません。お守りのつもりで加入していましたが、病気で手術を受け、入・退院を繰り返しました。自宅療養中も給付を受けられ、安心して療養に専念でき、「備えあれば憂いなし」を実感しました。



女性医師に  
うれしい制度  
(30代・医師)

産前に切迫早産で長期自宅療養、入院となり、産後も合併症で手術を受け入院、その後さらに自宅療養を続けました。2回に渡り給付いただき感謝しております。療養費以外にも自宅療養の間の子どもの学童保育や食事の宅配等、さまざまな出費が重なったのでとてもありがたかったです。



もしものための備えを  
(50代・歯科医師)

横断歩道を歩行中に前方不注意のトラックにはねられ、5週間の入院を余儀なくされてしまいました。治療費とは別に予想を上回る多額な入院諸費用がかかってしまいました。休業保障制度のおかげで速やかに給付金を受け取ることができ、大変助かりました。日常生活にはこのような不慮の事故は起こるものだ、ということを感じさせられました。もしものための加入をおすすめします。

新型コロナ  
ウイルス感染症も  
給付対象です